

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

準備書面 (12)

平成29年11月28日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之

外

債務者の主張書面(2)に対し、債権者は、次のとおり反論する。

目次

第1 「原子力発電の必要性について」に対し.....	2
1 供給安定性について.....	2
2 環境性について.....	4
3 経済性について.....	5
4 小括.....	6
第2 判断枠組み論.....	6
1 伊方最高裁判決.....	6
2 福岡高裁宮崎支部決定.....	7
3 本件における主張立証責任.....	8
4 原発重大事故の具体的危険について.....	9

第1 「原子力発電の必要性について」に対し

1 供給安定性について

- (1) 債務者は、日本の発電用・燃料用等のエネルギー自給率が OECD 加盟国 34 か国の中で 2 番目に低い水準であると主張する【債務者主張書面(2)4 頁第 2 の 1 (1)アの 4～5 行目】。そうなのである。食料とエネルギーの自給率が低いことは、国際摩擦が生じたとき、ウィークポイントになる。そして、エネルギーの自給率を高めるためには、再生可能エネルギーによる発電を拡大するしか方法がないのである（日本の排他的経済水域内のメタンハイドレードの活用はまだ先の話であるし、核燃料サイクルがとん挫した現在、原発を「準国産エネルギー」である等と標榜するのは「騙し」に近い。）。
- (2) 債務者は、石油の中東依存度が高い旨主張する【債務者主張書面(2)4 頁第 2 の 1 (1)アの 7～11 行目】。しかし、今や石油による発電は、10%程度にすぎない（疎甲第 47 号証）。石油の供給リスクは、発電に関する限り、大きな問題にはならない。
- (3) 債務者は、LNG についても、約 30%を中東諸国へ依存していると主張する【債務者主張書面(2)4 頁第 2 の 1 (1)アの 12～13 行目】。しかし、LNG の産出国は、ロシア、アメリカ、カナダ、中国、ナイジェリア、アルジェリア、インドネシア等多数あり、あえて政情不安定な国から輸入する必要はない。日本がカタールから相当量を輸入しているのは、カタールの政情が安定していると理解しているからに他ならない。
- (4) 債務者は、再生可能エネルギーによる発電にはバックアップが必要であると主張する【債務者主張書面(2)5～6 頁第 2 の 1 (2)ア】。

しかし、そのようなことは、ドイツ、デンマークなど自然エネルギー先進国ではとっくに克服されて、問題にもなっていない。ドイツなどで出来ることが日本でできないはずがない。

しかも、出力が変動するのは、太陽光発電と風力発電であり、バイオマス

発電，地熱発電等は出力変動の恐れはない。そして，火力発電によるバックアップが必要なのは，原子力発電も同様である（その理由は，債権者準備書面(3)の2～4頁に記載した。）。

- (5) 債務者は，再生可能エネルギーによる発電にはコスト面において課題があると主張する【債務者主張書面(2)6頁第2の1(1)アの7～11行目】

しかし，平成29年8月30日に経産省資源エネルギー庁がエネルギー情勢懇談会に提出した資料によれば，資源エネルギー庁自身が，再エネ価格は，日本では20円/kWhであるが，外国では10円/kWhまで下落していること，日本の高コスト構造を早期に是正して日本の再エネ産業の競争力を強化する必要があると認識していること，今後は蓄電池コストの抜本的低減が課題であり，分散型再エネに蓄電池を加えた電力ネットワークの構築のための投資が必要であること等を述べているのである（疎甲第108号証）。

確かに，再生可能エネルギーの拡大のためには電力系統の増強等の費用が必要になるが，電力会社が原発の再稼働を断念しさえすれば，再稼働のための膨大な費用（債務者だけで1兆円に達すると報道されている。）を負担する必要がなくなるのであるから，再生可能エネルギーの拡大のためのインフラを整えるのは容易である。

- (6) 債務者は，核燃料サイクルが実現可能であるかのような主張をする【債務者主張書面(2)6～7頁第2の1(4)】が，本気で実現できているのだろうか。六ヶ所再処理工場は，平成30年度上半期の完成目標がまた延期となる見通しである。当初完成予定だった1997年から20年が経過しており，24回目の延期である（疎甲第109号証）。そして再処理工場が完成しても，高速増殖炉が完成しなければ，核燃料サイクルは実現しない。高速増殖炉については，もんじゅの廃炉が決まった今，極めて不確定的でまるで雲をつかむような話である。

債務者は，高レベル放射性廃棄物の地層処分が可能であるかのような主張

もしている。確かに国は、地層処分に関する地域の化学的特性マップを提示したが、これでスムーズに処分地が選定できるなどと考えている者はいない。フィンランドのオンカロと異なり、日本には、今後10万年もの間安定していると安心できるような地層は存在しないのである。

そして、六ヶ所再処理工場の稼働が始まらなければ、債務者は、高浜原発敷地内の使用済み核燃料を六ヶ所再処理工場に移送することはできず、中間処理施設を建築する目処もたっていないから、結局、このまま高浜3、4号機が運転を続けても、数年後には、使用済み核燃料の置き場所がなくなり、運転を止めざるを得なくなるのである。(疎甲第110号証)

2 環境性について

(1) 債務者は、「死の灰」がどのような観点から環境に負荷を与えると主張しているのか不明であるなどと主張する【債務者主張書面(2)9頁第2の2(2)ア(イ)】が、この主張は、不真面目としか言えない。100万キロワット級の原発1機が1年間稼働すれば、原子炉容器内には広島原発1000発分もの死の灰が貯まるのであって、これが格納容器外に放出されれば環境が深刻に汚染される大惨事になるし、そうでなくても、いつこれが環境中に放出されるかわからない危険が長期間にわたって続くのである。これが環境に与える負荷でなくてなんだというのであろうか。

(2) 債務者は、原発の平常運転時の放射能放出による健康被害を否定する【債務者主張書面(2)9～10頁第2の2(2)ア(イ)】。しかし、被ばくはどんなに低線量であっても被ばく線量に応じた健康リスクがあるという考え方はICRP(国際放射線防護協会)自身が提唱しているところであり(LNTモデル)、仮に債務者が主張するように、全国の原発が原子力発電所周辺の公衆が受ける線量についての目標値(年50マイクロシーベルト)を順守していたとしても、原発周辺に居住する人たちには、それなりの健康リスクがあることは否定できないはずである。諸外国では、原発周辺住民のがんや白血病の罹患率

が有意に高い旨の疫学調査結果はいくつもあるし、日本でも、2003年～2012年の北海道の各市町村の悪性新生物（がん）のSMR（標準化死亡比¹）は、北海道電力泊発電所がある泊村が突出して多いこと、九州電力玄海発電所がある佐賀県玄海町では白血病による死亡率が突出して高いことが明らかになっている。（疎甲第111、第112号証）

(3) 債務者は、二酸化炭素による温暖化効果は、地球全体で約846600GWであるのに対し、世界の原子力発電所が発生する熱は最大で1110GWであり、二酸化炭素による温暖化効果の約0.13%でしかないから、温排水による温暖化効果は無視しうるほど小さいと主張する【債務者主張書面(2)10～11頁第2の2(2)イ】。

これは、誤魔化しの議論である。火力発電によるCO₂の排出による温暖化効果と原子力発電に伴う温排水の排出による温暖化効果を比較しているのであるから、世界の原発の温排水による温暖化効果と比較すべきなのは、世界の原発の発電量と同量を火力発電で発電した場合に発生するCO₂による温暖化効果でなければならない。債務者の上記議論は、無意味である。

3 経済性について

債務者は、「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」（乙第30号証）によって原子力発電の発電コストが10.1円/kWhにとどまっていると主張する（【債務者主張書面(2)11～12頁第2の3】）。

しかし、上記乙第30号証によれば、原子力発電の上記発電コストには、福島原発事故による対応費用が12.2兆円しか見積もられていないこと（経産省も22兆円を認めているし、70兆円と試算している民間のシンクタンクもあ

¹ 標準化死亡比は、基準死亡率（人口10万対の死亡数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と実際に観察された死亡数とを比較するものである。我が国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は我が国の平均より死亡率が多いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。

る)、核燃料サイクル費用として使用済み燃料の半分を20年貯蔵後に再処理し、残りの半分を45年貯蔵後に再処理することが前提になっているが、核燃料サイクルは破綻することが必至であり、これを前提にすることは不相当であること、10万年にわたって使用済み核燃料を管理する経費が見積られていないこと等が明らかであり、到底、信頼するに値しない。

4 小括

以上、いかなる観点からしても、ミサイルに狙われ、万が一のときには日本の国が崩壊するような危険を冒してまで本件原発の運転を継続する利益及び理由は、存在しない。

第2 判断枠組み論

1 伊方最高裁判決

四国電力伊方原発の周辺住民が、同原発1号機について国を相手取り設置許可処分取消しを求めた伊方原発訴訟において、最高裁は、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟における判断枠組みを示した(最判H4.10.29・民集46巻7号1174頁)。その骨子は次のとおりである。

(1) 裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。

(2) この判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来原告が負うべきものであるが、被告行政庁の側において、まず、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があること

が事実上推認される。

2 福岡高裁宮崎支部決定

(1) その後、下級審裁判所は、原発の周辺住民が原発の事業者に対し、当該原発の運転差止めを求めた民事訴訟において、伊方最高裁判決の枠組みに倣って判断枠組みを採用してきたと評価されている。行政訴訟である伊方最高裁判決が示した判断枠組みを民事訴訟において使うことができる理論的根拠を最も丁寧に説明しているのは、川内原発1，2号機の運転禁止仮処分申立て事件における福岡高裁宮崎支部決定（平成28年4月6日・判例時報2290号90頁）である。同決定の考え方の骨子は、次のとおりである。（趣旨を変えない範囲で言い換えをしている。）

ア 人格権に基づく妨害予防請求として原発の運転差止めを求める訴訟においては、原告が、当該原発が安全性に欠けるところがあり、その運転によって放射性物質が環境中に放出され、その人格権が侵害される具体的危険が存在することについて主張立証責任を負う。

イ 原発の事業者が当該原発の安全性に関する専門技術的知見及び資料を十分に保持しているのが通常であることを考慮すると、（事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者である場合は）被告事業者の側において、当該原発の稼働によって原告の人格権を侵害する具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要がある、被告事業者がこの主張、立証を尽くさない場合には、上記の具体的危険が存在することが事実上推定される。

ウ 被告事業者は、上記の具体的危険が存在しないことの主張、立証において、当該原発が原子力規制委員会が定めた具体的な審査基準に適合するものであることを主張、立証の対象とすることができる。被告事業者は、当該具体的審査基準に不合理な点のないこと及び当該原発が具体的審査基準

に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落がないことを相当の根拠，資料に基づき主張，立証すれば足りる。これに対し，原告は反証を行うことができ，被告が上記の点について必要な主張，立証を行わず，又は，原告の反証の結果として主張，立証が尽くされない場合は，具体的審査基準に不合理な点があり，又は具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があることないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落があることが事実上推定される。

(2) 評価

福岡高裁宮崎支部決定には，不当な判断が多々あるが，上記に引用した部分は，正当であると考ええる。整理すると，次のとおりである。福岡高裁宮崎支部が示したこの判断枠組みは，広島地裁平成29年3月30日決定（裁判所ウェブサイト），松山地裁平成29年7月21日決定（公刊物未搭載）もこれを踏襲しており，現在の司法判断の到達点を示している。

ア 立証命題は，「人格権侵害の具体的危険の不存在」であり，「具体的審査基準の合理性」「適合判断の合理性」の立証は，立証命題である「人格権侵害の具体的危険の不存在」を立証するための一方法である。

イ 本来的には，原告に「人格権侵害の具体的危険の存在」について立証責任があるが，これを転換させて，被告事業者に「人格権侵害の具体的危険の不存在」について立証責任を負担させる。被告事業者の立証は本証であり，原告の立証は反証である。

3 本件における主張立証責任

本件において上記の判断枠組みに従うと，債務者は，「ミサイルの着弾による原告の人格権侵害の具体的危険の不存在」について立証責任を負うことになる。ところで，新規制基準は，ミサイル対策については基準を設けていないから，債務者は，「具体的審査基準の合理性」「適合判断の合理性」を立証することに

よって「ミサイルの着弾による人格権侵害の具体的危険の不存在」を立証することができない。したがって、被告は、新規制基準に頼ることなく、「人格権侵害の具体的危険の不存在」を立証しなければならないのである。被告がこれを立証しることができなかつた場合、すなわちノンリケットの場合、原告の「人格権侵害の具体的危険の存在」が事実上推定されることになる。

債務者は、主張書面(3)において、「北朝鮮が本件発電所を標的としたミサイル攻撃を行う切迫した危険があるとはいえない」(11頁11～12行目)、「当然にミサイル攻撃という手段が選択されるというものではない」(12頁8～9行目)、「(武力攻撃の)標的が当然に日本になるとは限らない」(12頁10～11行目)、「当然に原子力発電所が標的とされるともいえない」(12頁15～16行目)等と主張している。これは、立証責任の所在を取り違えているという他はない。債務者は、「切迫した危険が存在しないこと」「ミサイル攻撃という手段が選択されないこと」「日本が標的にならないこと」「原子力発電所が標的にならないこと」を立証しなければならず、これらの立証に成功しなければ、具体的危険の存在が推定されるのである。

4 原発重大事故の具体的危険について

危険施設に要求される安全度は、その危険施設が事故を起こした場合に予想される被害の大きさに比例する。花火工場が爆発事故を起こしても死亡者数や被害範囲は限定的である。したがって、花火工場に要求される安全度は極めて高度とは言えない。それが、石油備蓄タンクとなるとそうはいかない。死亡者数や被害範囲はかなり大きくなるだろう。したがって、要求される安全度はかなり大きくなるだろう。

では、原発ではどうか。原発が重大事故を起こした場合、空間的、時間的、深刻さにおいて、無限定かつ不可逆的な被害が発生し、場合によっては国家が滅亡しかねない(疎甲第36号証「最悪シナリオ」)。だからこそ、原発には1万炉年もしくは10万炉年に1回しか起こらない地震や津波に耐えられる安全

度が要求されるのである。

「安全度」は逆の言葉で言うと「許される危険度」である。だから、1万炉年から10万炉年に1回の災害に耐えられない原発は危険であるとして設置や運転が許されないのである。すなわち、1万炉年から10万炉年に1回の災害に耐えられない原発には具体的危険ありとされるのである。

よって、原発差止争訟である本件においては「具体的危険」の有無は、そのような思考枠組で認定されなければならない。別の言葉で言えば、日常生活や経済活動での「大丈夫だ」、「そんなことは起こらない」というようなレベル（債務者の主張はそのようなレベルである）で具体的危険の有無を判断してはならない。裁判所は、万が一にも原発重大事故が起こり得ない安全度、危険の無さを確保しなければならないのである。

以上